

別表資格（指名）停止措置基準

措 置 基 準	措 置 期 間
第 1 三重県内で生じた事故等による措置基準	
<p>（虚偽記載）</p> <p>1．県発注工事の競争入札にかかる、申請書、届出書、資格確認資料等の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6 か月 （第 8 条第 2 項(1)適用は 2 倍加重）</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p> <p>2．県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>3．一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 1 2 か月以内 （第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍加重）</p> <p>3 か月以上 6 か月以内 （第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍加重）</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4．第 2 号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内 （第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍加重）</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5．県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に損害を生じさせたと認められるとき。</p> <p>6．一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内 （過失が大きいと認められる場合は、適宜加重） （第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍加重）</p> <p>1 か月以上 3 か月以内 （第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍加重）</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>7．県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき</p> <p>8．一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 4 か月以内 （過失が大きいと認められる場合は、適宜加重） （第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍加重）</p> <p>1 か月以上 2 か月以内 （第 8 条第 2 項(1)適用は 1.5 倍加重）</p>

措置基準	措置期間
第2 不正行為等による措置基準	
<p>(贈賄)</p> <p>1. 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	24か月
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2. 公共工事に関し、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	12か月 (第8条第2項(2)適用は24か月) (第9条適用は24か月)
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3. 公共工事に関し、有資格業者の役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12か月 (第8条第2項(2)適用は24か月) (第9条適用は24か月)
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4. 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1か月以上12か月以内 (第8条第2項(1)適用は2倍加重)
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>6. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1か月以上12か月以内 (第8条第2項(1)適用は2倍加重)
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>7. 次の(1)から(9)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1)有資格業者の役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>指名停止をした日から当該期間を経過し、工事の請負契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。</p> <p>24か月</p>

措置基準	
(2)有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	1 2 か月 (第 8 条第 2 項(2)適用は 2 4 か月)
(3)有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9 か月 (第 8 条第 2 項(2)適用は 1 8 か月)
(4)有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。	6 か月 (第 8 条第 2 項(2)適用は 1 2 か月)
(5)有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3 か月 (第 8 条第 2 項(2)適用は 6 か月)
(6)有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6 か月 (第 8 条第 2 項(2)適用は 1 2 か月)
(7)資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為(注 1)を行ったと認められるとき。	1 か月以上 1 2 か月以内 (第 8 条第 2 項(2)適用は 2 倍加重)
(8)有資格業者が、三重県の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。	3 か月以上 6 か月以内 (第 8 条第 2 項(2)適用は 2 倍加重)
(9)有資格業者が、三重県の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。	3 か月以上 6 か月以内 (第 8 条第 2 項(2)適用は 2 倍加重)

(注 1) 7(7)記載の「暴力行為」とは、暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の暴行、脅迫、傷害、毀棄等をいい、この条項は当該業務に関しこれらの暴力行為を行ったと認められるときに適用する。